

足立区バリアフリー  
交通安全特定事業計画  
六町周辺地区

令和8年2月  
東京都公安委員会



**足立区バリアフリー基本構想における重点整備地区  
「六町周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、足立区バリアフリー基本構想に即して、六町周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	主要地方道環状七号線	環七通り	一ツ家3丁目8番から 青井5丁目18番まで	つくばエクス プレス 六町駅	一ツ家第一公園
2	一般都道平方東京線		南花畑1丁目2番から 西加平1丁目1番まで		ライフ六町駅前店、六町駅前安全安心ステーション「ろくまる」、六町駅前広場公衆トイレ、複合商業施設（六町駅前区有地活用事業予定地）
3	特別区道足立第20号線	六六通り	東保木間1丁目23番から 南花畑1丁目5番まで		ドラッグセイムス南花畑2丁目店
4	特別区道足立第21号線		南花畑2丁目16番から 一ツ家3丁目8番まで		保塚地域学習センター、保塚図書館、保塚区民事務所、保塚住区センター、等潤メディカルプラザ
5	特別区道渚江第152号線		南花畑2丁目1番から 南花畑1丁目13番まで		
6	特別区道渚江第181号線		一ツ家3丁目12番から 西加平2丁目2番まで		等潤メディカルプラザ、一ツ家第一公園
7	特別区道渚江第252号線		一ツ家4丁目4番から 一ツ家4丁目3番まで		等潤病院

8	特別区道澁江第 253 号線		一ツ家 4 丁目 5 番から 一ツ家 4 丁目 2 番まで	つくばエクス プレス 六町駅	等潤メディカルプラザ
9	特別区道澁江第 285 号線		南花畑 2 丁目 14 番から 南花畑 2 丁目 4 番まで		花畑東部十号公園
10	特別区道澁江第 358 号線		南花畑 1 丁目 7 番から 南花畑 2 丁目 10 番まで		
11	特別区道澁江第 420 号線		六町 3 丁目 13 番から 六町 3 丁目 3 番まで		加平小学校、六町四号公園
12	特別区道澁江第 459 号線		六町 3 丁目 9 番から 六町 4 丁目 1 番まで		足立六町郵便局、加平小学校、六町公園、六町駅前安全安心ステーション「ろくまる」、六町駅前広場公衆トイレ
13	特別区道澁江第 466 号線		六町 3 丁目 5 番から 六町 2 丁目 4 番まで		六町ミュージアム・フローラ
14	特別区道澁江第 466 号線		西加平 2 丁目 8 番から 西加平 2 丁目 4 番まで		
15	特別区道澁江第 467 号線		六町 3 丁目 1 番から 六町 1 丁目 17 番まで		加平小学校、六町四号公園、複合商業施設（六町駅前区有地活用事業予定地）、まいばすけっと
16	特別区道澁江第 495 号線		南花畑 1 丁目 13 番から 六町 1 丁目 1 番まで		
17	特別区道澁江第 517 号線		六町 4 丁目 3 番から 六町 4 丁目 5 番まで		ライフ六町駅前店、石鍋幼稚園
18	特別区道澁江第 518 号線		六町 4 丁目 6 番から 六町 4 丁目 10 番まで		
19	特別区道澁江第 527 号線		六町 4 丁目 4 番から 六町 1 丁目 11 番まで		六町いこいの森（特別緑地保全地区）
20	特別区道澁江第 554 号線		西加平 2 丁目 8 番から 西加平 2 丁目 8 番まで		一ツ家第一公園
21	特別区道澁江第 577 号線		六町 1 丁目 2 番から 西加平 1 丁目 8 番まで		
22	特別区道澁江第 583 号線		西加平 2 丁目 5 番から 西加平 1 丁目 5 番まで		
23	特別区道澁江第 590 号線	環七北通り	六町 2 丁目 1 番から 六町 1 丁目 9 番まで		

## 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

### (1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	環状七号線	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	令和7～11年度
2	一般都道平方東京線	同上	同上
3	特別区道足立第20号線	同上	同上
4	特別区道足立第21号線	同上	同上
23	特別区道洲江第590号線	同上	同上

### (2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 の指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和7～11年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

## 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

### (1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

### (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

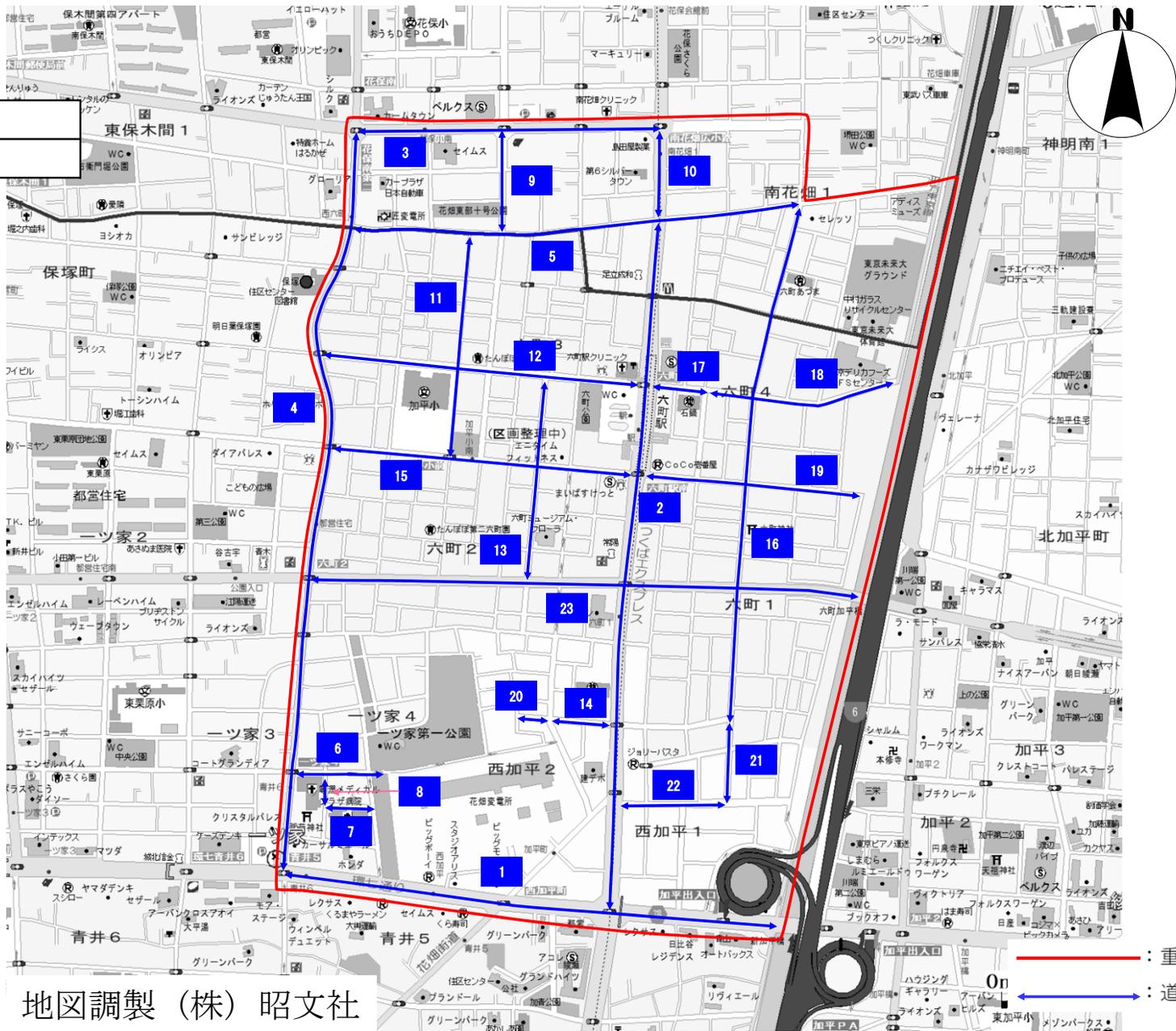
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の秩序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

### (3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

# 位置図

区市町村名	足立区
重点整備地区名	六町周辺地区



— : 重点整備地区  
— : 道路の区間 (生活関連経路)

地図調製 (株) 昭文社